

「週休2日工事」の導入について

建設業における将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指し、公社発注工事においても下記により「週休2日工事（4週8休以上）」を導入することとしましたのでお知らせいたします。

記

【公社における取扱い】

1 対象工事

原則、設計金額が250万円を超えるすべての工事（一部対象外あり）とします。

対象工事については、入札公告別表又は指名（見積）通知に「週休2日工事の対象工事であること」及び「詳細は特記仕様書を参照すること」を記載します。

（※対象とならない工事については、「週休2日工事の対象工事ではないこと」を記載）

2 対象工事の積算方法

「4週8休以上」を前提とした当初予定価格とし、未達成の場合は、設計変更による請負代金額の減額を行います。

※ 詳細については、[「週休2日工事要領（営繕・土木工事）」](#)、[「週休2日工事要領の取扱いについて」](#)をご確認ください

3 達成状況の確認方法

受注者が監督員へ提出する週休2日の休日取得計画（施工計画書に添付）を基に、当該計画の妥当性を確認するとともに、必要に応じて受注者への聴き取りや、受注者に工事月報及び休日取得計画（実施）等の提示を求めて確認します。

4 適用時期

令和7年5月8日以降に公告（指名（見積）通知）する工事から適用します。

〔お問い合わせ先〕

一般財団法人札幌市住宅管理公社
総務部 総務課 契約担当係
電話011-211-3381